

議会議案第2号

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

提出者

奈良市議会議員 佐 野 和 則

賛成者

奈良市議会議員 中 西 吉 日 出

同 大 西 淳 文

同 柳 田 昌 孝

同 山 岡 稔 季

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の定数を定める条例（平成12年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「39人」を「35人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（提案理由）

本市では、2009年に議員定数が46人から39人となってから2025年の改選で16年が経過しようとする中で、人口は約369,000人から約341,000人に減少すると推計されている。本市議会は、2017年及び2021年の改選後、長期にわたって2人欠員の状況となっているが、議会として支障なく活動できていることから、議員定数の段階的な削減を見据え、類似都市における議員一人当たりの平均人口約9,700人を2025年の本市の推計人口約341,000人に当てはめて算出される35人に本市の議員定数を改正するものである。

奈良市議会の議員の定数を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
奈良市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>39人</u> とする。	奈良市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>35人</u> とする。